

埼玉県報

第 2 6 5 6 号 平成26年12月19日 金 曜 日

目 次

規則

- <u>障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害者福祉推進課)</u>
- <u>埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続に関する規則の一部を改正</u> する規則(産業拠点整備課)
- 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則(産業拠点整備課)

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- 埼玉県総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公示(共助社会づくり課)
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 妻沼西南土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(市街地整備課)
- 県道鴻巣川島線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 一般国道122号の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 一般国道122号の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 県道蓮田鴻巣線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 県立4病院の灯油(平成26年度2・3月)の調達に関する入札公告(経営管理課)

正誤

○ 埼玉県選管告示第76号中訂正(選挙管理委員会)

規則

の一部を改正する規則をここに公布する。 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十七号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

(昭和五十八年埼玉県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則

別表に次の一号を加える。

及び自転車駐車場利用料金	定駐車場以外の駐車場の利用に限る。)	拠点施設自動車駐車場利用料金(指	二十三 埼玉県西部地域振興ふれあい
			免除

附則

この規則は、平成二十七年三月二十三日から施行する。

則

部を改正する規則をここに公布する。 埼玉県西部地域振興ふれあい 拠点施設 の 指定管理者の 指定の手続に関 する 規 則 ഗ

·成二十六年十二月十九

日

埼玉県知 事

上

田

清

司

埼玉県規則第八十八号

則の 埼玉県西部地域振興ふれあい 一部を改正する規則 拠点施設の指定管理者の指定の手続に関する規

成二十五年埼玉県規則第四十九号) 埼玉県西部地域振興ふれあ い拠点 の一部を次のように改正する。 施設の指定管理者の指定の手続に関する規則(平

題名を次のように改める。

埼 玉 県西部地域振 興ふ れあい 拠点施設管理規則

三条」を「 条中「次条において」 次条第一項及び第十三条」に、 を「以下」に改め、 「指定管理者の指定の手続」を「管理」 「第十五条第一項」を削り、

に改める。

次 の五条を加える。 第三条中「指定管理者の指定の手続」を「 第二条中「別記様式」を「様式第五号」に改め、 管理」 に改め、 同条を第七条とし、 同条を第十三条とする。 同条の次に

(附属設備の利用料金)

第 八条 条例別表第四号の規則で定める上限額は、 別表の とおりとする。

(利用料金の承認の申請)

第九条 承認を受けようとするときは、 指定管理者は、 条例第二十条第二項の規定によ 様式第六号の利用料金承 ij 認申請書を知事に 利用料金に つい て 提出 知 事の

なければならない。

(利用料金の納期限)

利用料金 (貸事務室及び駐車場に係るも のを除く。 の 納 期 限 ΙŔ 知 事 Ō

承認を得て、 指定管理者が定める。

2 に納付しなければならない 貸事務室及び指定駐車場の利用料金は、 そ の 利用をする月 の 前月 の十五日まで

3 駐車 ·場 (指定駐車場を除く。 $\overline{}$ の 利用料金の 納期限に つ ١١ て Ιţ 知事が 別に定

める。

利用料 金の 減免承 認 の)申請

一条 指定管理者は、 条例第二十二条の規定により 利用料金の減額又は免除に

つ L١ て 知 事の承認を受けようとするときは、 様式第七号の利用料金減 額 (免除

承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の返還の額等)

- 第十二条 に掲げる区分に応じ、 条例第二十三条ただし書の規定による利用料 当該各号に定める額とする。 金 の返還 の 額 Ιţ 次 の 各号
- 条例第二十三条第一号又は第二号に該当するとき 条例第二十三条第三号に該当するとき 既納の利 用 料 既 金の金額の百分の七十 納 の 利用料 : 金 の 全
- 2 条例第二十三条第三号の規則で定める日は、 第二条第二項第 一号に規定する利

に相当する金額

- 用に係る許可を受けた場合にあっ ては、 利用を開始しようとする日前九十日とす
- ときは、 定管理者に提出 条例第二十三条第三号の規定による利用の 第二条第五項の許可書を添えて、 ーしなけ ればならな 様式第 許 可 の 分の 取 消 利 し 用許可 の 申出 取消 を し ようと 申出書を指 す

第一条の次に次の五条を加える。

(利用の許可手続)

- する。 に提出し わせる場合にあっては、 び第四項に 条例第十四条第一項の指定管理者にふれあい拠点施設の管理に関する業務を行 条例第七条第一 なけ お いて、 ればならない。 利用申請者」という。 項の規定に 指定管理者。 許可 Ē よる利用の許可を受けようとする者 係る事項を変更しようとするときも、 以下この条から第六条までにおいて同じ。 (し、 し、 様式第一号の利用申請書を知 (第三項 同様と
- 2 該 K 各号に 前 項前 定める期間とする。 段 の 利用申 . 請 書 の提出 期 間 Ιţ 次 の 各号に 掲 げ る 利 用 の 区分に応 Ú 当
- を開始しようとする 用を開始しようとする日の うとする日までの うとする日までの期 多目的ホ ル 会議室、 期 間) 日の属する月の二十四月 間(多目的 属する月の十二月前 配膳室及び控室並びにこれ ホールの全てを利用する場合にあ 前 の月の の 月の らの 初日から利用を開始しよ 初日から利用を開始しよ 附 属設 つ 備 ては、 ത 利 崩 利用 利
- 貸事務室及び指定駐車場 の 月の初日から利用を開始しようとする日の二月前までの の 利 用 利用 を開 始しようとする日の 属 する月の六
- 3 n 貸事 ば 5 務 の 利 用に係る第 _ 項 の 利用申請書には、 次に 掲げる書類 を 付し
- 利 申請者を特定するため の 書類で、 次に掲げる 利 用申請者の区分に応

それぞれ次に定めるもの

- イ 個人 住民票の写し
- ロ 法人 登記事項証明書及び定款
- に応じ、それぞれ次 利用申請者の財務状況を明らかに に定めるも し た書類 で、 次に 掲 げる 利 用申 · 請 者 の X 分
- 1 個人 直近の所 . 得 税 の青色申告書 の 写し 又 は 所 得 の 状 況 を 明 5 か に た
- 法人 直近 の 決 算期 分 の 貸 借 I対照表、 損益計算 書 そ の 他 決算 関
- 四 Ξ 直近の 事業の目的及び内 住民税 **(**法 容、 人にあっ 経営の て は 方針等を記載した事業計画書 都道府県民税 の 納税証 明
- 五 その他知事が必要と認める書類
- 4 同 項第一号又は第二号に掲げる期間の前に 第二項の規定にか かわらず、 知事が 必要があると認めるときは、 利用申請書 を提出することができる。 利用申請者は、
- 5 交付して行うものとする。 条例第七条第一項の規定による利用又は変更の許可は、 様式第二号の許可書を
- 6 五項の規定に 駐車 場(指定駐車場を除く。 かかわらず、 知 事 $\overline{}$ が 別に定める。 の 利 用の許可 の手続に つ ١١ ては、 第一 項 び 第

特別の

設備等の承認

- 第三条 品を使用しようとするときは、 利用権利者が、 当該施設等に特別 知 事 の承認を受け の設備を なけ Ų 又は備付 ればならない け の 物品 以
- (事業の報告)
- 四条 年度に係る事 の 事業年度)をいう。 間 (法人にあっては、 貸事務室 業について、 一の利用 以下この条におい 権利者は、 法人税法 知事に報告するものとする。 事業年度 (昭和四十年法律第三十四号) て同じ。 (一月一日か 終了 ら十二月三十一 後三月以 内に、 第十三条第一 当該 日 ま で 項 **ത**
- (貸事務室等の許可の期間の更新)
- 第五条 更新申請書を知事に提出しなければならない 期間が満了する日の三月前までに、 条例第五条ただし書の規定による更新を受けようとする者は、 次に掲げる書類を添えて、 様式 利用 第三号の利 の 可
- 行う者の区分に応じ、 当該申請を行う者の財務状況を明らかにし それぞれ次に定めるも た ഗ 書類で、 次 に 掲げ る当該申請 を
- 直近 の所 得 税 の青色申告書の 写し 文は 所 得 の 状 況 を 明 5 か に L た 書

類

法 人 直近 の 決 (算期分 の 貸借対照表、 損 益 計算書そ の他決算関係書

直近の住民税(法人にあっては、 都道府県民税) の納税証明書

Ξ 事業の目的及び内容、 経営の方針等を記載した事業計画書

四 その他知事が必要と認める書類

(貸事務室の利用中止の申出)

第六条 貸事務室の利用権利者が、利用の許可を受けた期間 (条例第五条ただし書 号の利用中止申出書を知事に提出しなければならない。 止しようとするときは、当該利用を中止しようとする日の三月前までに様式第四 の規定による更新を受けた者にあっては、 更新後の期間) の満了日前に利用を中

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第八条関係)

五〇〇	同	掲示板
1100	同	案内板
t00	台	移動式つい立て
1100	脚	ハイチェア
七00	台	ハイテー ブル
100	脚	スタッキングチェア
IIIOO	同	長机
IIIOO	台	卓上照明
一、九〇〇	一式	移動式ステージ
六〇〇	同	
六〇〇	— 枚	国旗
六 00	同	司会者台
五〇〇	同	花台
T00	同	講演台(会議室)
八〇〇	台	設備 講演台(多目的ホール)
六、八〇〇	双	舞台 金びょうぶ
(一日につき)利用料金の上限額(円)	単 位	名称

I , IIIOO	同	移動型テレビモニター (会議室)	
一、五〇〇	同	ル) 移動型テレビモニター (多目的ホー	
九、六〇〇	同	HDプロジェクター (移動型)	
九、六〇〇	同	HDプロジェクター (会議室)	設 備
五四、〇〇〇	一式	HDプロジェクター(多目的ホール)	映 像
一、五〇〇	同	パーライト	
1100	同	ト) スポットライト (○・二五キロワッ	
五〇〇	台	スポットライト(○・五キロワット)	設 備
四、四〇〇	_ 式	照明操作卓	照明
1,1100	台	音声分配機	
五〇〇	同	音声ライン	
八〇〇	— 本	有線マイク	
1,1100	同	移動型スピーカー	
回00	台	トランシーバー	
1、七00	_ 式	ワイヤレスマイクヘッドセット	
八〇〇	— 本	ワイヤレスマイク	
三、七〇〇	同	音響ワゴン	
八、五〇〇	同	音響調整卓(会議室)	設 備
八、五〇〇	_ 式	音響調整卓(多目的ホール)	音響
100	_ 本	レーザー ポインター	
1100	一式	ホワイトボード	
11, 100	台	スクリーン(移動型)	
四、四〇〇	同	スクリーン(会議室)	
、回00	一式	スクリーン(多目的ホール)	-
四00	_ 枚	展示用パネル	
	_	-	

1,000	同	分配機
五、一〇〇	一台	スイッチャー
1,1100	同	HDMIケー ブル
八〇〇	本	RGBケーブル
 五〇〇	同	移動型テレビモニター(一○インチ)

号とし、同様式の前に次の四様式を加える。 別記様式中「(भ2%照係)」を「(भ1%照係)」に改め、同様式を様式第五

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用(利用変更)申請書

				申	請日	年 ,	月	日
(宛先)								
	埼玉県知事							
(埼玉県西部	地域振興ふれ	こあい拠点施設	设指定管理者)				
次のとおり利用	用(利用変列	更) したいの ⁻	で申請します。	1				
	住所デ							
	氏名 (団仂	か提合は、多	る称及び代表者	その氏名)				
	rvn (BM	**************************************	1111/X O T VICE	3071011				ED
申請者								rlı
(主催者)	利用責任者	託名(代表者	皆と異なる場合	計に御記入く	ください。)		
	電話番号		FAX		電子メー	- ル		
	Carm 3					••		
					\	7 1 44 7		14-10-2
利用内容					入場予定	上人쓄(1 ⊟ ≦	またり)
(催事名)								人
70 E C at	/		\ n+					n+
利用日時	年	月 日()時	~ #	月	日()	時
1 1 □ +/- ±0								
利 用 施 設								
= +n #	D.16.4	\	一般公開	入場券等	(有料	無料)		非公開
附属設備	別紙	入場方法	その他 ()
	主催者	利	 用責任者					,
広報担当者		下記へ記入)	/7. 只					
四批担当日	_	Nac' Nac/()		番号				
	氏名		电	白田万				
特記事項								
付 心 尹 垻								

受付番号			
受付日	年	月	日
受付者			

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用(利用変更)申請書

		申請	日 年	月 日
(宛先)				
埼玉	県知事			
(埼玉県西部地域	振興ふれあい拠点施設指	定管理者)		
次のとおり利用(利用変更)したいので申	1請します。		
	住所一下			
	氏名(団体の場合は、	名称及び代表者の氏名	<u> </u>	
申 請 者				ЕП
	電話番号	FAX	電子メーノ	
	-SHELL J	. , , , ,		
 利 用 目 的				
13 7.5 11 23				
利用を希望する			E>	
施設			駐車場	区画
利用期間	年月	日 ~ 年	月 日	
		ı		
利用予定人数		人		
特 記 事 項				

受付番号			
受付日	年	月	日
受付者			

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用(利用変更)許可書

		(申請	日 年	月 日)
	住所 〒			
申 請 者	氏名(団体の場合は、	呂称及び代表者の氏名)		
(主催者)	利用責任者氏名			
	電話番号	FAX	電子メール	
利用内容			入場予定人数	(1日当たり)
(催事名)				人
利用日時	年 月 日() 時 ~ 年	月 日() 時
利用施設				
附属設備	別紙 入場方法	一般公開 入場券等(その他(有料 無料) 非公開
広報担当者	主催者 利 その他(下記へ記入) 氏名	用責任者 電話番号		
特記事項				
上記のとおり! 年	月 日	利用変更)を許可します。 埼玉県知事 県西部地域振興ふれあい拠	L点施設指定管:	^印 理者)
許可番号第	号			

т т			
受付番号			
受付日	年	月	日
受付者			

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用(利用変更)許可書

								(申記	青日	年	月	日)
			住所 氏名・団体名 代表者名 電話番号									
利	用	目	的									
利用	き許可	可するカ	 色設							指駐	定 車 場	
利	用	期	間		年	月	日	~	年	月	日	
利	用(か 条	件									
特	記	事	項									
上	記のと	おり利	用(禾	川用変更)	を許可	します。						
		年	月	日								
					(埼	玉県西部	埼玉県 おまり おまり おりまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい は	_	あい拠点	施設	指定管理	智)
許	可番 号	第		号								

受付番号			
受付日	年	月	日
受付者			•

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用更新申請書

						申請日	:	年	月	日
(宛先)										
埼	玉県知事									
(埼玉県西部地	域振興ふれあ	い拠点	施設	指定管理	睹)					
次のとおり利用	許可期間を更	新した	いの	で申請し	<i>」</i> ます。					
	住所・〒									
	氏名(団体	の場合	は、そ	呂称及び	代表者	の氏名)				
申 請 者										ED
	電話番号			FAX			電之	メーノ	1.	
	电前笛与			FAA			电丁	/ -/	/	
更 新 理 由										
利用の許可を受										
けている施設										
TO CONSIDER										
 既利用許可期間		年	月	日	~	年	月	В		
נייונאל ניין חנו אנייאטא		_	/ J	Н			7.3	Н		
更新希望期間		年	月	日	~	年	月	日		
										
更新に併せて変 更しようとする										
史しょうとりる 内容										
rJH										

受付番号			
受付日	年	月	日
受付者			

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用中止申出書

		申出日	年	月	日
(宛先)					
埼王	県知事				
(埼玉県西部地域	城長興ぶれあい拠点施設 対	指定管理者)			
次のとおり利用を	中止したいので申し出ま	ます。			
	住所・〒				
	氏名(団体の場合は、				
申 請 者					ED
		T = 4.37	= 7, .		-,-
	電話番号	FAX	電子メーノ	V	
利用の許可を受					
けている施設					
利用を中止しよう	<i>t</i>				
とする日	年月	日			
利用を中止しよう					
とする理由					
特記事項					

受付番号			
受付日	年	月	日
受付者			

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者 印

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

1 多目的ホール、会議室、配膳室及び控室

名 称 利用区分			利 用	料 金	
	利田区分	基本	料 金	超 過	料 金
	利用区力	平日	日曜日・土曜 日・休日	平日	日曜日・土曜日・休日
			I III		H FINE

2 貸事務室

名 称		利	用	料	金	

3 駐車場

区分	利	用	料	金
		•		

4 附属設備

名	称	利	用	料	金	

注 1から4までの表によることができないものについては、別紙に記入すること。

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用料金減額(免除)承認申請書

							第		号
							年	月	日
(宛先)									
埼玉県知事									
		埼玉	県西部	心地域振	興ふれま	あい拠点	施設指定	管理者	ED
次のとおり利用料金の減額	頁(免	除)(の承認	。 を受け <i>†</i>	こいのて	で申請し	ます。		
対象(会局)の対象した?	住		所						
減額(免除)の対象となる 利用申請者の住所及び氏	ш.		171						
名	氏		名						
	∓ıl	用 内	1 灾						
減額(免除)の対象となる		т г							
利用内容、日時及び利用料金	日		時						
<u> </u>	利	用料	金						
減額(免除)の承認を受け									
ようとする金額									
減額(免除)の承認を受け									
ようとする理由									

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用許可取消申出書

			申出日	年	月	日
(宛先)						
埼玉県西	部地域振興ふれあい拠点が					
	月日付け第一日付け第一日	号で許可のあった	利用につい	て、次の	りとお	り許可
の取消しを対	受けたいので申し出ます <u>。</u> 住所 〒					
	エク (団件の用人は、21					
	氏名(団体の場合は、名称	が及び代表者の氏名)			
申請者						ED
(主催者)	利用責任者氏名(代表者と	と異なる場合に御記	入ください	。)		
	電話番号	FAX	電	子メール	•	
 催物の名称						
申出の理由						
中田の注田						
## # 7						
特記事項						

規則

する。 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則をここに公布

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十九号

成二十六年十二月二十四日とする。 十三日とし、同項ただし書に規定する規定のうち附則第三項の規定の施行期日は平 (附則第一項ただし書に規定する規定を除く。 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例(平成二十五年埼玉県条例第四十号) 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則)の施行期日は平成二十七年三月二

埼玉県告示第千六百二十号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 におい ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人将来設計士を夢見る子どもたちを応援する会

三 代表者の氏名

蔵持 幸男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市彦音一丁目七十三番地二

五 定款に記載された目的

ıΣ́ することを目的とする。 に興味を持つ展示会や設計技能体験などを通じ子ども設計士として夢 この法人は、 もっ て子どもの健全育成と全国の地域における住関連経済活動の発展に寄与 広く一般の将来設計士を夢見る子どもを対象として、 の実現を図 建物の安全

埼玉県告示第千六百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市 浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年10月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 契約金額 136,316,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第千六百二十二号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請に係る定款、役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 におい て備え置く方 の事業年度及 県

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十二月十五日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エクステンション・ジャパン

三 代表者の氏名

瀬川仁美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市柏町六丁目五番十八号

五 定款に記載された目的

解の促進を通して経済の発展及び平和構築に寄与することを目的とする。 この法人は、 本邦及び海外における国際交流等に関する事業を行い、 異文化理

埼玉県告示第千六百二十三号

する。 次の特定非営利活動法人を認定したので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十五条第一項の規定により、 同法第四十九条第二項の規定により公示

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

NPO法人TSUBASA

一代表者の氏名

松本壮志

三 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号

四 当該認定の有効期間

平成二十六年十二月十九日から平成三十一年十二月十八日まで

埼玉県告示第千六百二十四号

いて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同 新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千六百二十五号

り縦覧に供する。 出 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)文真堂書店狭山入曽店

埼玉県狭山市大字北入曽字御狩場六百八十九番地一:

大規模小売店舗の 設置者及び当該大規模小売店舗 に お ١J て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東亜ディーケーケー株式会社

東京都新宿区高田馬場一丁目二十九番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社文真堂書店 代表取締役 星野洋一

群馬県前橋市小相木町五百五十八番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月十日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千百二十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 \wedge

大規模小売店舗に お ١J て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千六百二十六号

り縦覧に供する。 出 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 西友朝霞根岸店

埼玉県朝霞市根岸台五丁目三番二十号

大規模小売店舗の 設置者及び当該大規模小売店舗 に おい て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

髙野志津夫

埼玉県朝霞市根岸台二丁目十番二十四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

合同会社西友 職務執行者スティー ブン ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月十一日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百八十九平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ホ

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置の図面省略の容量の川立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗にお

١J

て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

 \wedge

午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年十二月十日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千六百二十七号

り縦覧に供する。 出 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヤオコー朝霞岡店

埼玉県朝霞市岡二丁目千三百九十八 一

大規模小売店舗の 設置者及び当該大規模小売店舗におい て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の 氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月十一日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四立方メート=

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 \wedge

大規模小売店舗に お ١J て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一午前六時から午後十時

荷さばき施設二午前六時から午前八時四十五分

ト 届出年月日

平成二十六年十二月十日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によ ij 当該大規模小売店舗の周辺

対 し、 意見書の提出により、 これを述べることができる。

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい

て意見を有する者は、

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年四月十九日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千六百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

の土地改良区の定款の変更を平成二十六年十二月十一日認可した。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 名称

妻沼西南土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第千六百二十九号

九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十 測量計画機関である吉川市吉川中央土地区画整理組合から次のとおり公共測量を

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

吉川市吉川中央土地区画整理組合

作業種類

公共測量(三級基準点測量、 四級基準点測量)

吉川市吉川中央土地区画整理事業地内

四

作業期間

 \equiv

作業地域

平成二十六年十一月十三日から平成二十七年三月二十三日まで

埼玉県告示第千六百三十号

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合か 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一 次のとおり公告する。 2ら理事 の氏名及 び住所 項 \mathcal{O} 届 の規定に 出 が あ ょ 0 たの り、

平成二十六年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

水 埼玉県和光市白子三丁 目 一番二十

小 寺 埼玉県和光市下新倉五 丁 目十番十 · 六 号

榎 本 埼玉県和光市 白子三丁 目十一番六十二号

栁 埼玉県和光市下新倉五 丁目二番二十号

新

弘

埼玉県和

光市白子三丁

目二十八番一号

栁 創 埼玉県和光市白子三丁 自十 一番五十三号

小 脩二朗 埼玉県和光市白子三丁 自十 一番四十八号

就任した理事の氏名及び住所

清 水 稔 埼玉県和光市白子三丁 自十 一番二十一号

小 鯛 埼玉県和光市下新倉五 丁目十番十六号

榎

俊

夫

栁 埼玉県和光市下新倉五 丁目二番二十号

玉県和光市白子三丁

自十

一番六十二号

新 坂 玉県 和 光 市 白子三丁 目二十八番一号

栁 玉県 和 光市 白子三丁 自十 一番五十三号

小

脩二

埼

玉県

和

光

市白子三丁

目十

一番四十八号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 県道

一路線 名鴻巣川島線

三 道路の区域

新	IΒ	旧 新 別
伊草字上宿並七一番一地先まで八一番一地先から同郡同町大字比企郡川島町大字伊草字上宿並		区間
一三・三七~二二・六三	一二・八一~二二・六三	(メートル)敷地の幅員
- 八 七 : =		(メートル) 長
(改築)整備事業社会資本整備総合交付金		備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠司

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 百二十二号

三 道路の区域

新	旧	田 新
391	114	別
七〇六八番一地先まで同市大字上新郷字西福寺	七五八九番五地先から羽生市大字上新郷字堤外	区間
二三・七五~	- 九・八〇~	(メートル)敷地の幅員
四 分 · 六		(メートル)延長
	による。	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十六年十二月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠司

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

うに道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十六年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十六年十二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川村 一 峰

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新	ΙΒ	新別
- 蓮田市東五丁目三九五九番一地先		区間
七・二〇~	₩ ₩ ₩	(メートル)敷地の幅員
一六・八〇		(メートル)
歩道整備工事である		備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十五年五月十六日

指令川建セ第二四〇〇八七一号

一 検査済証番号

平成二十六年十二月十二日

川建セ第二六〇一一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高見字町場七百二十二番一、 七百二十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字中爪千二百四十七番地二

門口 洋子

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百九十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年十二月五日

指令川建セ第二六〇〇三四一号

一 検査済証番号

平成二十六年十二月十五日

川建セ第二六〇一二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下伊草字角泉脇三百七十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区奈良町三十番地二 メルベー ユ大宮一〇二

佐藤 由児

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年六月二十五日

指令川建セ第二六〇〇三〇〇号

一検査済証番号

平成二十六年十二月十五日

川建セ第二六〇一一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字新田千六百十二番二の一 部、 千六百十二番八

の一部、字大串街道千六百七番三の一部、二千三百二十三番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千六百七番地三

新島 貴寛

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百九十二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年五月二十一日

指令川建セ第二六〇〇〇七〇号

一検査済証番号

平成二十六年十二月十七日

川建セ第二六〇一二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字押出千二百六十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪四丁目十五番地四 リブレブリッサー〇二号室

埼玉県病院事業告示第三十三号

平成二十六年十二月十九日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県病院事業管理者 名 和

肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量灯油 JIS 1号 225,000リットル
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成27年2月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期 灯油 JIS 1号 239,600リットル 平成27年2月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 資格等に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物 品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事·共同購入担当 田村、三谷

電話048-830-5985 (直通) ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会

なし。

- (4) 入札書の受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年1月22日午後2時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年1月21日午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年1月22日午後2時10分 開札への立会いは不要とする。

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成 14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第 2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年1月13日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記 3 (1) の提出場所へ郵送又は持参により提出する。 なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当 する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を

平成26年12月22日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提 出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者 に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

 Kerosene JIS(No. 1) 225,0000
- (2) Time-limit for tender:
 2:00 p.m. January 22, 2015 (Bidding by registered mail must be
 received by 5:00p.m. January 21, 2015)
- (3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5985

埼
垣玉
県
一県選
管
告
示
第
七
<u> </u>
5
(平成二
廿
11%
\mp
六
六年十
$\dot{+}$
_
月
一月二日第
日
第
=
Ŧ
六
阜
五十
\top
5
ф
中町
) 中訂正

ページ

前から五

万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 「五十分の一の数」の下に「、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十 を加える。

前から十五

誤

四十万を超える数に

正

八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に

前から十七

誤

一、〇五三、三四四人

正

八四〇、〇〇八人

前から十九

誤

超える場合にあっては、その超える数に

正

超え八十万以下の場合にあっては、 その四十万を超える数に